

# コンタクト処方の流れ

コンタクトを購入するためには、その都度、医師による処方箋が必要になります。処方箋は、医師がコンタクト装用に問題のない眼であるか、また、購入希望のコンタクトを装用した眼を診察して、コンタクトの銘柄、希望の箱数を記載して発行します。

## 診察の流れ

- ① 希望のコンタクト(種類、タイプのみでもOK)を伝えてください。  
未定の場合はご相談ください。
- ② 視力検査など所定の検査をします。
- ③ 医師が、コンタクトの装用が可能な眼か診断します。
- ④ コンタクト装用の許可が下りたら、銘柄を決め、  
コンタクトの取り扱いについての説明と装用指導を行います。

※コンタクトを全く装用したことがない場合は、装用と取り外しの練習が必要です。

- ⑤ 医師に装用した眼を診察してもらいます。
- ⑥ 視力検査で見え方の確認をして、度数を決めます。
- ⑦ トライアル(お試し)を希望する場合、ご自宅で使っていただきます。  
(使い捨てのみ)  
一週間以内に再来院していただき、装用した状態を診察した後、  
処方箋を発行します。希望の箱数をお伝えください。

## 次回より

- ① 問題がなければ、コンタクトを装用した状態で受診してください。
- ② 視力検査をして見え方を確認します。
- ③ 医師が装用した眼を確認した後、処方箋を発行いたします。

※他店でコンタクト購入希望の方の処方箋も発行いたします。

## コンタクトレンズ診察における同意書

当院の小学生・中学生・高校生におけるコンタクトレンズ診療方針

- 診察の前に、同意書に保護者の自署をされた方。
- 本人・保護者とも、医師の指示、注意事項を守れる方。
- お手持ちの眼鏡が適切である方。
- 診察後にコンタクトレンズ装用可能と診断された方。
- コンタクトレンズ処方交付までの手順や、コンタクトレンズ診療にかかる費用等に同意できる方。
- 希望するコンタクトレンズの種類について、ご家庭で同意を得られている方。

コンタクトレンズ処方交付は、上記事項がすべて揃ってから行う。

コンタクトレンズ装用にあたり、かつなんクリニックの診療方針に同意いたします。

年 月 日

装用者

保護者